

三重県緊急事態措置 ～三重県が実施する対策～

資料3

【別冊】

1 医療提供体制等

入院医療、宿泊療養、自宅療養を常時併用することで、医療機関の負荷を軽減するとともに、後方支援体制を確保することで、病床の効率的な活用を促進し、必要な方が確実に入院できる体制を維持していきます。

(1) 患者受け入れ病床の確保

- ・重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者が確実に入院できるよう、現在確保している 436 床の病床に加え、患者急増時の緊急的な対応として、重症用病床 4 増を含めて 31 床増の 467 床の病床を確保しました。さらなる病床の確保に向けて、引き続き、各医療機関と調整を行います。
- ・新型コロナウイルス感染症の回復患者については、現時点で、後方支援病院は 35 病院、介護老人保健施設は三重県老人保健施設協会の協力のもと、42 施設において受入可能としています。

(2) 宿泊療養施設のさらなる活用

- ・発熱に関する基準の見直しなどさらなる入所基準の緩和を行い、宿泊療養施設のより一層の活用を図ることで、医療機関の負担を軽減し、病床の効率的な活用を促進します。
- ・宿泊療養施設については、入所者の増加や医療機関からの入所に対応するため、240 室から 19 室増室し、現在 259 室で運用し、さらなる活用をめざすとともに、健康管理体制を充実させるため、9 月から抗体カクテル療法や点滴等が行えるよう臨時的に医療施設とすることも視野に取組を進めます。

(3) 入院調整中患者・自宅療養者へのフォローアップ

- ・急増する自宅療養者へのフォローアップ体制を万全なものとするため、感染が急増している保健所に、医師会、看護協会、薬剤師会等の関係団体と連携した「自宅療養フォローアップセンター（仮称）」を順次設置し、きめ細かな療養者に寄り添ったフォローアップを実施します。
- ・感染が確認された妊婦に対して、関係団体と連携し、入院調整の段階から専門的な支援を行える体制を整備します。
- ・自宅療養者の増加をふまえ、必要となる貸与用パルスオキシメーター (5,000 個) 追加購入 (計 8,850 個) や生活物資の追加調達を適切に進めます。

(4) 保健所機能の充実

- ・患者急増に備え、保健所機能の維持・強化のため、各庁舎内の他部署職員による支援体制の拡充 (3 2 名)、外部委託の活用などさらなる充実を図っていきます。

2 ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、当初予定されていた方への接種は6月15日に完了しました。
- ・高齢者を対象とした住民接種について、当初予定していた7月末までに完了するという目標は達成できました。
- ・接種当日のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生した場合や高齢者に次ぐ優先接種等の取り扱いについて、三重県独自の方針を策定しました。
- ・妊娠中の方に対するワクチン効果に係る啓発を行うとともに、妊婦及びその同居者が優先的に接種を受けられるよう、市町に働きかけます。
- ・「アストラゼネカ社ワクチン接種センター（仮称）」を県内に1か所開設し、18歳以上で他の新型コロナワクチン含有成分へのアレルギーがある方や、すでにアストラゼネカ社ワクチンを1回接種された方などに接種ができる体制を整備します。
- ・武田／モデルナワクチンの接種を行う県営会場を開設し、外国人住民や若年層など接種が遅くなりがちな方が優先的に接種できる体制を、9月下旬を目途に整備します。
- ・ワクチン接種を希望する全ての県民の方の接種が円滑に進むよう、引き続き、市町や関係機関等と緊密に連携し、ワクチン接種の推進に取り組みます。
- ・外国人住民が円滑にワクチン接種を受けられるよう、「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」を拡充し、多言語による予約支援や相談体制を強化します。
- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、新たに副反応に関する質問や相談に24時間多言語で対応する相談窓口を開設しました。
- ・職域接種については、国からの供給状況にあわせて接種を進められるよう引き続き支援していきます。

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

電話 050-3185-7947 午後9時～翌午前9時（A I 音声技術で対応）

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」（多言語対応）

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時（月曜～金曜、日曜）

「新型コロナウイルスワクチン副反応相談窓口」（多言語対応）

電話 059-224-3326 24時間対応（夜間、土曜日、日曜日、祝日含む）

3 まん延防止

（1）検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化しました。

- ・外国人労働者を雇用する一部の事業所では、社員寮などでの共同生活や職場との送迎バスの場面など、構造的に感染につながりやすい環境が見受けられるため、感染者の早期発見や事業所における感染拡大の防止につなげていくよう、外国人労働者を雇用する県内事業所へ抗原定性検査キットを配備しています。申込期間を延長して事業所に対して再案内し、新規申込や追加申込のあった事業所に対して抗原定性検査キットの配備を進めています。
- ・重症化リスクのある方が多数いる場所・集団（医療機関・高齢者施設等）における感染者の早期発見と感染拡大防止のため、厚生労働省が抗原定性検査キットを配布する取組について、施設への配布が円滑に進むよう配布先の集約を行っていますが、感染の拡大状況を踏まえ、これまで希望がなかった施設にも配布できるよう市町や団体と連携して再周知を行い、抗原定性検査キットの更なる活用を進めています。さらに、感染拡大が懸念される保育所を配布対象としていきます。
- ・感染力が強いデルタ株への置き換わりが進み、感染経路が不明な患者の発生が増加している状況をふまえ、感染者を早期発見し感染拡大防止等を図るため、9月から、ワクチン接種を希望される方への接種完了が見込まれる11月までを目途に、若い世代を含め、検査を希望する県民の方に対して、無料で検査できる機会を提供します。

(2) 社会的検査の実施

- ・集団感染等のリスクが高い高齢者施設や障害福祉施設を対象とした社会的検査については、ワクチンの接種完了等をふまえて、高齢者施設における検査は8月末で終了します。今後は、県内全域において9月から11月末まで、小規模な通所系事業者を含めて障害福祉施設における社会的検査を重点的に実施していきます。

(3) クラスタ発生時の早期介入

- ・クラスタの発生場所が多様化しており、感染力が強いとされる変異株による感染が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスタの封じ込め対策を実施します。
- ・引き続き、保健所や厚生労働省クラスタ対策班と連携した封じ込め対策の立案や感染経路の解明を進めます。
- ・施設内でクラスタが発生した場合の対応事例を知り、適切な感染対策について施設職員等が学ぶため、医療機関・高齢者施設・障害福祉施設向けの感染防止対策の研修会を4月から6月に開催しました。また、企業内でもクラスタが発生していることから、8月及び9月には事業所向けセミナー等の場を活用して、感染防止対策の共有を図ります。
- ・小規模な福祉施設や通所事業所等でのクラスタ発生を踏まえ、市町や関係団体等と連携し、改めて感染防止対策の徹底に係る注意喚起を行うとともに、研修会の動画配信や抗原定性検査キットの積極的な活用を促進します。

(4) 変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて、より感染力が強いと懸念されているデルタ株等（インドで最初に検出された変異株）を含む変異株の検査を実施しています。
- ・県保健環境研究所において変異株のゲノム解析を行えるよう、国立感染症研究所から貸与される解析機器（次世代シーケンサー）に加え、新たにより高い精度で解析可能な解析機器（次世代シーケンサー）を導入するなど、解析体制の強化に取り組みます。

(5) 事業所への周知徹底

- ・県内の事業所への感染防止対策の周知について、三重労働局や経済団体等と連携・情報共有して実施しています。
- ・外国人労働者を雇用している事業所に対して、改めて感染予防対策等の周知徹底が図られるよう、経済団体へ要請します。また、外国人労働者を雇用している事業所を対象とした受入支援セミナー等において、従業員に対して、マスクの着用や手指消毒の徹底など、基本的な感染防止対策の周知を呼びかけていきます。

(6) 要請の遵守状況の確認・働きかけ

- ・飲食店への営業時間短縮要請に伴い、政府基本的対処方針に基づき警察とも連携しながら対象店舗に対し要請の遵守状況の確認のための見回りを実施します。
- ・営業時間短縮要請に応じていただいていない店舗への働きかけを行うとともに、警察とも連携しながら特措法に基づき、要請に応じていただけるよう実地での指導を実施します。また、特措法に基づき、感染拡大防止のため特に必要があると判断される場合には、個別要請、命令といった厳しい対応も検討します。
- ・県内の飲食店等¹への特措法第 45 条第 2 項に基づく感染防止対策の要請²について、警察とも連携しながら遵守状況の確認のための見回りを実施します。併せて、要請に応じていただいていない店舗への働きかけを実施します。

(7) 外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、多文化共生に関わる県内 12 の市民団体にホームページや SNS での情報発信を依頼するほか、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組んでいます。引き続き市民団体等と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施します。

¹ 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店、結婚式場等を含む

² 「アクリル板の設置や座席間隔の確保など飛沫感染防止の措置」「手指消毒の徹底」「マスク着用の呼びかけ」「換気の徹底」といった業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底、酒類の提供自粛、カラオケ設備を有する場合のカラオケ設備の提供停止など

- ・「みえ外国人コロナワクチン相談ダイアル」の周知を図るため、外国人が集住する地域において周知チラシのポスティングを実施するとともに、外国人住民向け民間ポータルサイトにおいて広報を行います。
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応します。
- ・感染拡大防止のため、外国人が入居する県営住宅において、多言語（スペイン語、ポルトガル語）のポスターを掲示します。

(8) 障害福祉施設や保育所等の感染防止対策のための相談窓口の設置

- ・障害福祉施設や保育所等において、適切な感染防止対策を行ったうえで、継続的にサービスを提供するため、感染症の専門家等による感染防止対策等に関する相談窓口を設置し、各施設等からの相談に対応します。

(9) 県立学校における夏季休業明けの対応

- ・夏季休業後の始業に際して、9月12日までの間、分散登校と、オンライン学習やプリント課題等在宅での学びを組み合わせた学習活動を進めていますが、児童生徒の感染がこれまでにない規模で増加しており、部活動や習い事におけるクラスターが発生している状況をうけて、児童生徒の安全安心を確保するため、短期間に集中的に接触機会をできる限りなくす必要があります。
- ・このため、県立学校は児童生徒の安全を第一に考えつつ学びを継続するため、早急にオンライン学習などの在宅学習に移行します。その際、就職指導や児童生徒の心のケアなど、対面での丁寧な指導が不可欠な場合は、最大限の感染対策を講じて実施します。また、特別支援学校児童生徒の居場所の確保についても十分に留意して対応します。
- ・9月12日までの期間に予定されていた修学旅行、遠足、運動会、体育祭、文化祭は延期するとともに、部活動は中止とし、公式戦も原則として延期または中止とします。
- ・家庭から学校に、学校から家庭等にウイルスを「持ち込まない」「広げない」ようマスクの着用・手洗いの励行・毎朝の検温を確実に実施するとともに、学校における健康観察を改めて徹底します。児童生徒に発熱があった場合はもとより、同居の家族が体調不良の場合にも登校を控えるようにします。
- ・市町等教育委員会及び私立高等学校等に対して、適切に対応いただくよう県立学校の取組を迅速に情報提供します。

(10) 地域のスポーツ活動における感染対策

- ・スポーツ少年団など、複数の学校から児童生徒が参加するような地域スポーツの場をきっかけとして感染が拡大しないよう、スポーツ少年団事業を統括する県スポーツ協会や市町地域スポーツ担当課を通じて、改めて注意喚起を徹底します。

(11) 県管理施設の閉鎖、利用制限

- ・県有施設（文化施設、スポーツ施設等）の休館、一部利用制限を行います。
- ・県営都市公園、森林公園内の複合遊具を使用禁止するとともに、公園内施設（展示館等）を休館します。
- ・県営都市公園内の屋外飲食施設等について、運営事業者に閉鎖を要請します。
- ・多くの人を訪れることが想定される海岸やダム等において、駐車場を閉鎖します。
- ・市町に対して、適切に対応いただくよう、県有施設等が実施する取組を迅速に情報共有します。

(12) 移動の自粛、感染防止対策の徹底の呼びかけ

- ・県民及び県外の皆様に県境を越える移動の自粛を求めるため、主要駅構内等でのポスター掲出などについて、交通事業者に協力を要請します。
- ・爆発的な感染拡大を食い止めるため、移動や利用自粛を求める注意喚起を道の駅、サービスエリア、海岸等で実施します。
- ・引き続き、多くの人が集まる海岸や河川敷、県営都市公園に注意喚起看板（日本語、スペイン語、ポルトガル語）を設置します。
また、特に利用者が多い、御殿場海岸や香良洲地区海岸、銚子川等で、広報車による利用自粛の呼びかけを行います。呼びかけの実施日は、緊急事態措置の実施期間中の土日を予定しています。
- ・警察においては、県からの協力要請に基づき、路上、公園等における集団での飲酒やバーベキュー等の感染リスクが高い行動を確認した際に声掛けを行います。
- ・県民の方からいただいた提案を事業化する「みんなつく予算」により、若年層をターゲットにした動画を作成し、感染防止対策やワクチン接種を呼びかけていきます。

(13) 広報の強化

- ・「三重県緊急事態措置」における要請内容等について、県民、事業者の皆様と一緒に取り組んでいくため、様々な媒体を活用し周知啓発します。
 - ・新聞、テレビ、ラジオにおける広告等
 - ・道路情報板への掲載
 - ・県政だより、フリーペーパーへの掲載
 - ・ホームページ、SNSの活用
- ・市町に対して、県の取組も参考にさせていただき、様々な媒体を活用して要請内容等を周知啓発いただくよう、協力を依頼します

4 事業者支援

県では、令和2年度2月補正予算、令和3年度当初予算、5月補正予算、6月補正予算及び8月補正予算等により、資金繰り支援などの中小企業・小規模事業者支援や雇用対策の取組を進めています。

さらに次の対策を講じて、県内の中小企業・小規模事業者等に寄り添った支援に取り組んでいきます。

(1) 休業又は営業時間短縮要請等の影響に対する支援等

【飲食店時短要請等協力金】

- ・ 県内全域において、休業又は20時までの営業時間短縮に全面的に協力していただいた事業者（※）に対し、8月27日から飲食店時短要請等協力金の日額単価を増額して支給します。

※飲食店時短要請等協力金の対象となる事業者

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店が休業、又は酒類及びカラオケ設備の提供を停止したうえで20時まで営業時間を短縮するとき
 - ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する通常の営業時間が20時までの飲食店が休業するとき
 - ・ 酒類の提供は、顧客からの持ち込み分を含めて停止することが必要
- ・ 一定の要件をみたす飲食店に対して、協力金の一部を早期支給することとし、8月末までに制度概要を発表するとともに、その後、速やかに申請受付を開始します。
- ・ 4月26日から6月20日まで（四日市市の飲食店については6月30日まで）を対象期間とした時短要請協力金について現在、迅速な支給に努めています。

※飲食店時短要請協力金の支給状況（令和3年8月20日現在）

第1期（4/26～5/11）申請 5,749 件、支給決定 5,629 件（決定済率 97.9%）

第2期（5/9～5/31）申請 5,749 件、支給決定 5,251 件（決定済率 91.8%）

第3期（6/1～6/20）申請 5,777 件、支給決定 2,470 件（決定済率 42.8%）

- ・ 第1期から第3期までの飲食店時短要請協力金について、適正に時短要請に協力したにもかかわらず、各受付期間内に申請が行えなかった事業者を対象に申請を受け付ける特例受付を9月17日まで実施しています。また、申請にかかる事業者からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口」

電話 059-224-2247 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【集客施設時短要請等協力金】

- ・ 県内全域で、大規模な運動施設・商業施設及びテナント等に対する営業時間短縮要請、並びに食品衛生法上の飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対する休業要請を行うことに伴い、全面的に協力していただく事業者に、協力金を支給します。8月末までに制度概要を発表するとともに、要請期間終了後、速やかに申請受付を開始します。

「三重県集客施設時短要請等協力金相談窓口」

電話番号 059-224-3184 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【飲食店取引事業者等支援金】

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時短営業等の影響を受け、8月、9月の売上が減少した飲食店取引事業者等（※）に対して支援金を支給します。9月中旬に制度概要を発表するとともに、10月上旬に申請受付を開始します。
- ・ 飲食店取引事業者等を対象とした支援金については、現在、6月分の申請を8月31日まで受付しています。

※飲食店取引事業者等とは

- ・ 県内の飲食店取引事業者
- ・ タクシー事業者・自動車運転代行業者 等

【酒類販売事業者等支援金】

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業等の影響を受けた酒類販売事業者等に対し、8月、9月の売上減少率が30%以上の場合、中小法人等は20万円、個人事業者10万円を、売上減少率が70%以上の場合、それぞれ40万円、20万円を支給します。9月中旬に制度概要を発表するとともに、10月上旬に申請受付を開始します。
- ・ 酒類販売事業者等を対象とした支援金については、現在、6月分の申請を8月31日、5月及び6月の上乗せ支給の申請を9月30日まで受付しています。また、飲食店取引事業者等への支援も含め相談窓口を設置しています。

「三重県飲食店取引事業者等支援金・三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口」

電話番号 059-224-2838 午前9時～午後5時（土日祝を除く）

【観光事業者支援金ほか】

- ・ まん延防止等重点措置区域の指定などにより旅行者が減少していることに伴い、売上が30%以上減少した県内宿泊事業者、観光施設、土産物店、体験事業者に対して支援金を支給しています。6月21日から8月31日まで申請を受け付けており、8月20日時点で375件の申請を受け付け、243件支給済みです。

- ・雇用調整助成金の特例措置について、5月以降は特例の内容が縮減されてきましたが、12月までは、特に業況の厳しい企業への配慮として助成率の維持が予定されていることや、最低賃金の引き上げを行った事業所には休業規模要件が撤廃されるなどの緩和措置が予定されていますので、こうした情報が事業者に行き届くよう周知を行ってまいります。
- ・一方、雇用調整助成金の特例措置は今後縮減の傾向にあることを踏まえ、従業員の雇用維持に苦慮している事業者と労働力不足となっている事業者との間で雇用シェアを行う「在籍型出向制度」を県内で広く普及・浸透させるため、全国初のシンポジウムを8月30日に開催します。シンポジウムは労働局等と連携してオンラインで開催し、雇用シェアの仕組みや、在籍型出向を行った事業所に支給される「産業雇用安定助成金」について、改めて周知を図ります。

(2) みえ安心おもてなし施設認証制度「あんしん みえリア」の推進

- ・県民の皆様が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度「あんしん みえリア」を創設し、5月11日に運用を開始しました。また、6月10日から、申請のあった飲食店等への現地確認を開始し、認証店舗数は8月23日で491店舗となりました。
- ・8月2日から開設した専用ホームページでは各認証店舗の感染防止対策を紹介しており、市町別や料理のジャンル別に認証店舗を検索いただくことが可能です。県民の皆様が安心して飲食店を利用できるよう、制度の周知を図るとともに、申請があった飲食店が速やかに認証を取得できるよう、引き続き、認証事務の迅速化に取り組めます。
- ・県内の観光地を安心して訪れることができる環境整備を促進するため、県内観光関連事業者等を対象に、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、6月30日から運用を開始しました。申請件数は8月23日時点で501件の申請を受け付け、82施設を認証しています。

(3) 更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行うための、CO₂センサー等の購入経費について支援する感染防止対策強化推進補助金について、第2期分の申請を8月6日から受付しています。
- ・感染防止対策と経営向上の両立に向けた助言を行うアドバイザー派遣について、5月31日から募集を受け付けるとともに、感染が発生した事業者におけるPCR検査費用の補助について、6月21日から申請を受け付けています。
- ・安全・安心な観光地づくりを推進するため、宿泊事業者が感染防止対策や前向きな投資に要する経費に対して支援を行っています。7月12日から受付を開始し、8月20日時点で94件の申請を受け付け、16件交付決定しています。

(4) 中小企業・小規模事業者の事業継続・業態転換への支援

- ・中小企業・小規模企業がアフターコロナを見据えて、生産性向上や業態転換を図るための取組に対する補助金支援について、第3回目の募集を8月26日から開始します。
- ・ウイズコロナ時代に対応したビジネスモデル等をまとめたガイドブックを10月中に公表するとともに、10月から11月にかけてセミナーを実施するなどし、中小企業・小規模事業者における事業再構築を促進します。

(5) 経済活動の回復に向けた支援等

- ・県内企業のDXを推進するために新たに設置した「デジタルものづくり推進拠点」において、データに基づく思考方法を身につけるDX寺子屋塾を開講し、デジタル技術を最大限に活用した生産性向上や競争力強化を図っていきます。社会構造の変化等に的確に対応して、DX推進を通じた新たな事業展開や価値創出に挑戦し、収益性の向上・競争力を強化しようとする取組を支援するため、「中小企業支援『新たな日常』対応補助金」を、9月7日まで募集しています。
- ・「みえの食」の販路を拡大するため、県が運営する通販ポータルサイト「三重のお宝マーケット」の機能強化を図るとともに、同サイトを活用した送料支援キャンペーンを9月23日まで実施するほか、プレゼントキャンペーン等も9月に予定しています。
- ・「みえ得トラベルクーポン」事業については、8月12日から第1弾クーポンの新規取得を停止、17日からは第1弾クーポンの利用自粛を要請し、県内における人の流れの抑制に向けた取組を実施しています。なお、第2弾クーポンの発行については、感染状況が落ち着き次第実施し、県内観光事業者の支援に取り組みます。
- ・テレワークの導入を検討している県内の中小企業等を対象として、6月1日から専門的な知識を有するアドバイザーによる無料の相談窓口を開設しました。また6月17日からテレワークアドバイザーを派遣する企業を募集しています。